

介護情報基盤について

* 厚生労働省ホームページ・自治体向け説明会資料（令和7年11月20日実施）より抜粋

1. 介護情報基盤とは

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）【令和5年5月19日公布】により介護保険法（平成9年法律第123号）が改正され、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤（介護情報基盤）の整備を進めている。

社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、

- 令和8年4月1日以降、介護情報基盤との連携を含めた標準化対応（※）が完了した市町村から、順次、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行、介護情報基盤経由での情報共有を開始する。
- 令和10年4月1日までに、全市町村において、介護保険システムから介護情報基盤へのデータ移行も含めて完了し、介護情報基盤の活用を開始することを目指す。

というスケジュールで対応を進めている。

※各市町村の介護保険システムにおける、介護情報基盤へ連携するための機能要件を含めた標準準拠システムの移行。

2. 介護情報基盤の目的

- 利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図る。
- さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図る。

3. 介護保険資格確認等WEBサービス

介護事業所が介護情報等の電子的閲覧等を行う際には、インターネットに接続している端末において、介護保険資格確認等WEBサービス（介護WEBサービス）を利用する。（介護サービスを提供している医療機関についても同様。）

また、主治医意見書を作成する医療機関が、介護WEBサービスで主治医意見書の作成・送信を行うことも可能。

介護事業所や医療機関において、介護WEBサービスを利用するためには、

- 介護事業所等の認証や、利用する端末ごとのセキュリティの確保に必要なクライアント証明書の利用端末への導入
- 介護WEBサービスの初期設定等の利用端末の環境設定
- カードリーダーの導入

等が必要となることから、国が当該介護事業所等への支援（カードリーダー購入経費の助成等）を実施。（後述）

4. 介護情報基盤ポータル

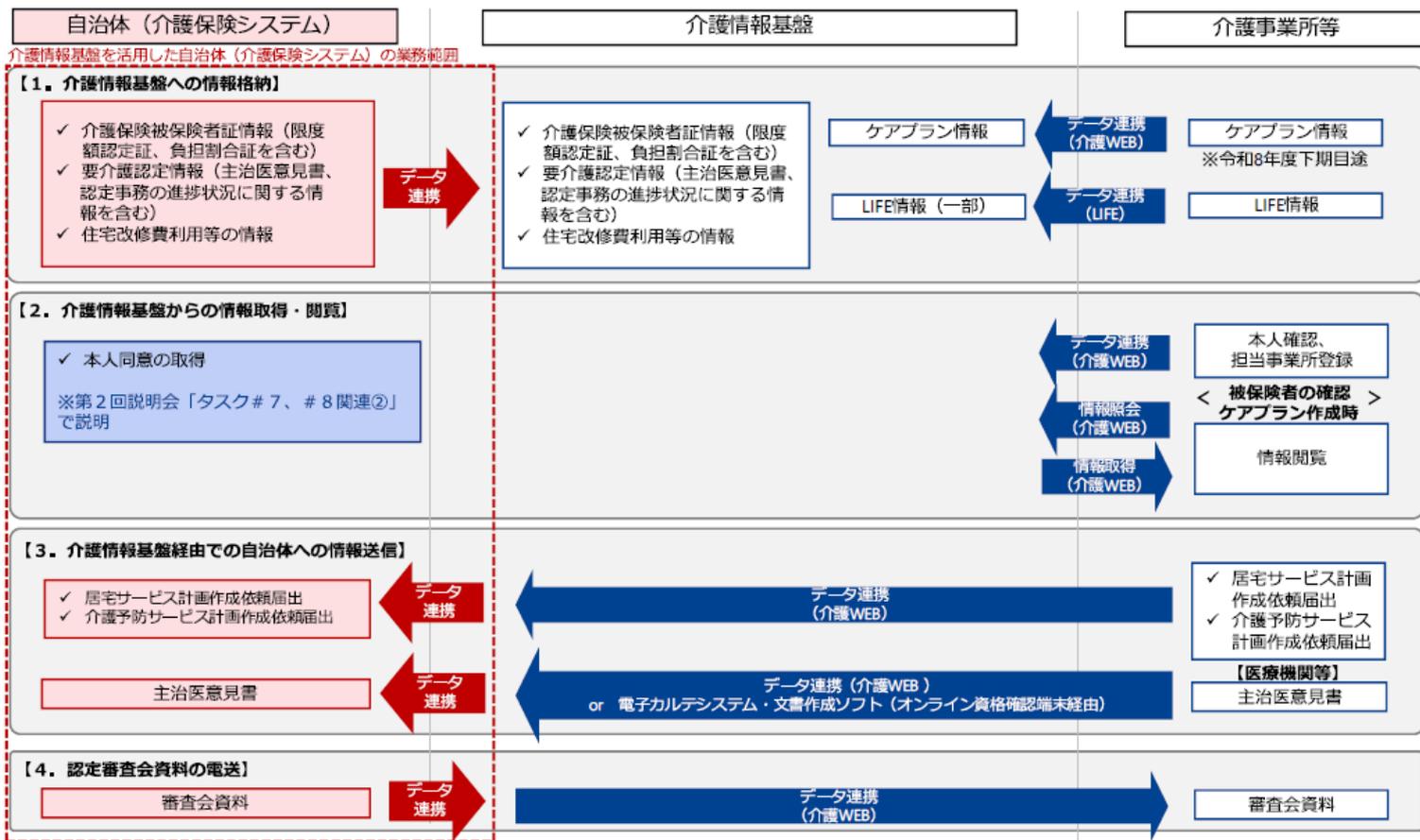
公益社団法人国民健康保険中央会が設置する介護情報基盤のポータルサイト（介護情報基盤ポータル）において、介護情報基盤に関する関係者への情報提供が行われている。

介護事業所や医療機関への介護情報基盤の導入に係る費用に対する助成金についても、介護情報基盤ポータルから申請を受け付けている。

タスク#7、#8 関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

介護情報基盤を活用した業務の流れ（イメージ）

- 介護情報基盤を活用した業務の流れは、以下のとおり。

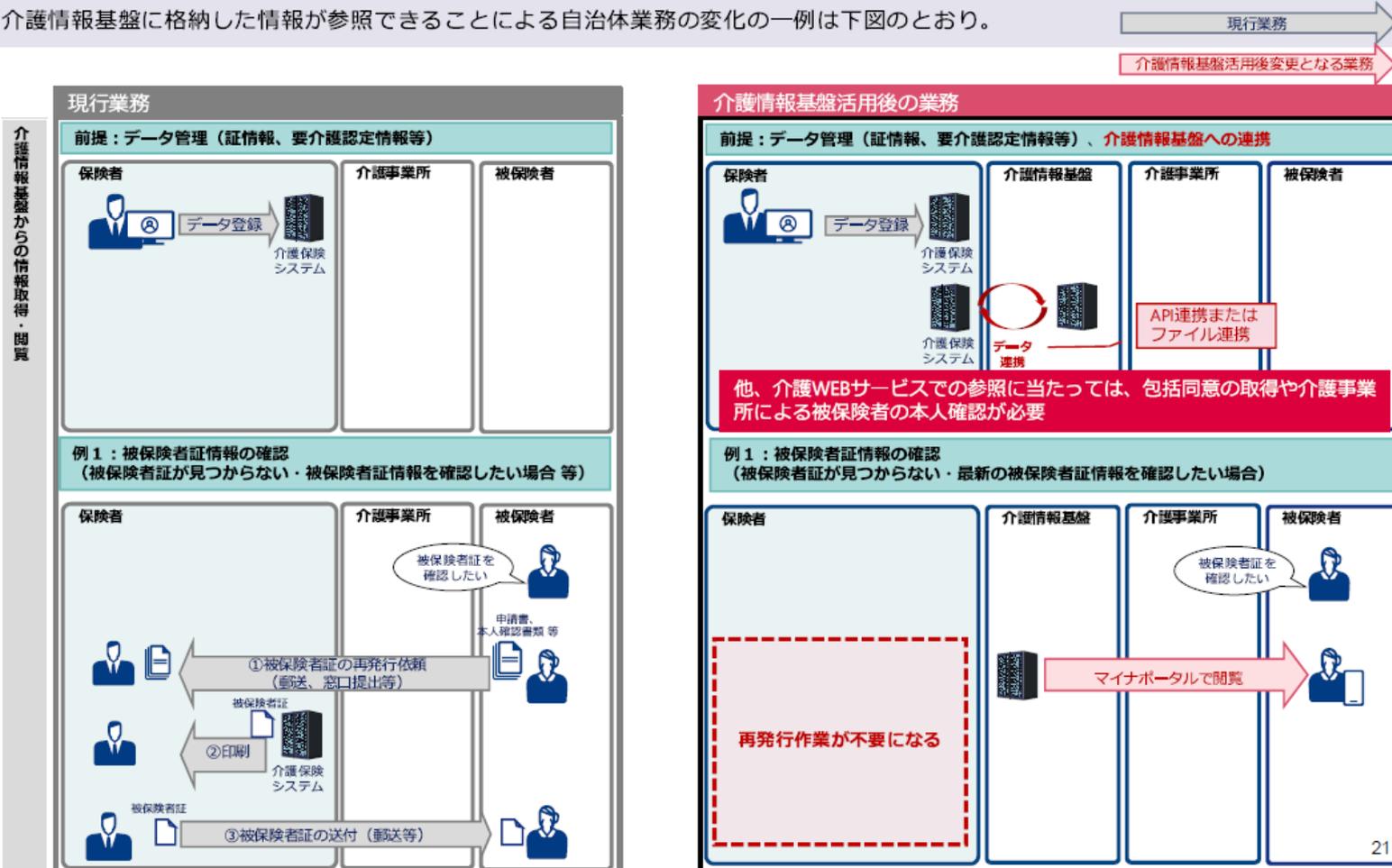


19

タスク#7、#8 関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（1/3）

- 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。



21

タスク#7、#8関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

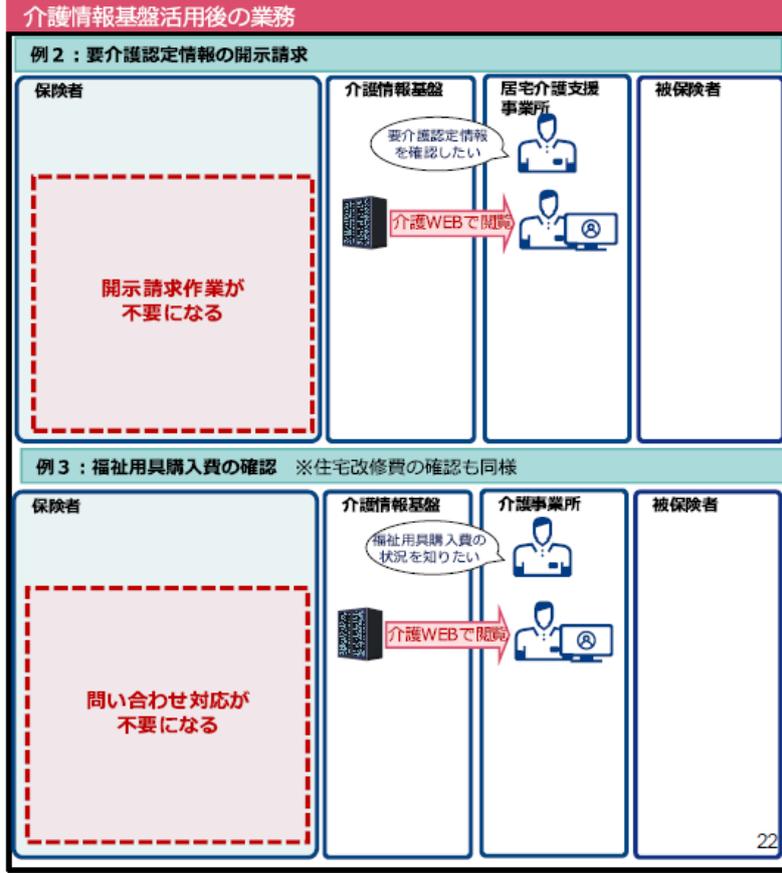
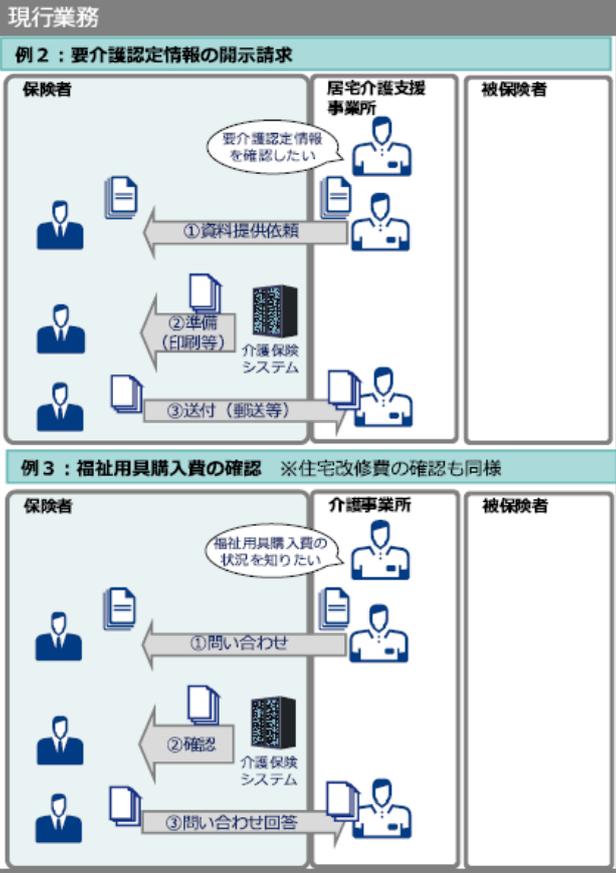
介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（2/3）

● 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。

現行業務

介護情報基盤活用後変更となる業務

介護情報基盤からの情報取得・閲覧



タスク#7、#8関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

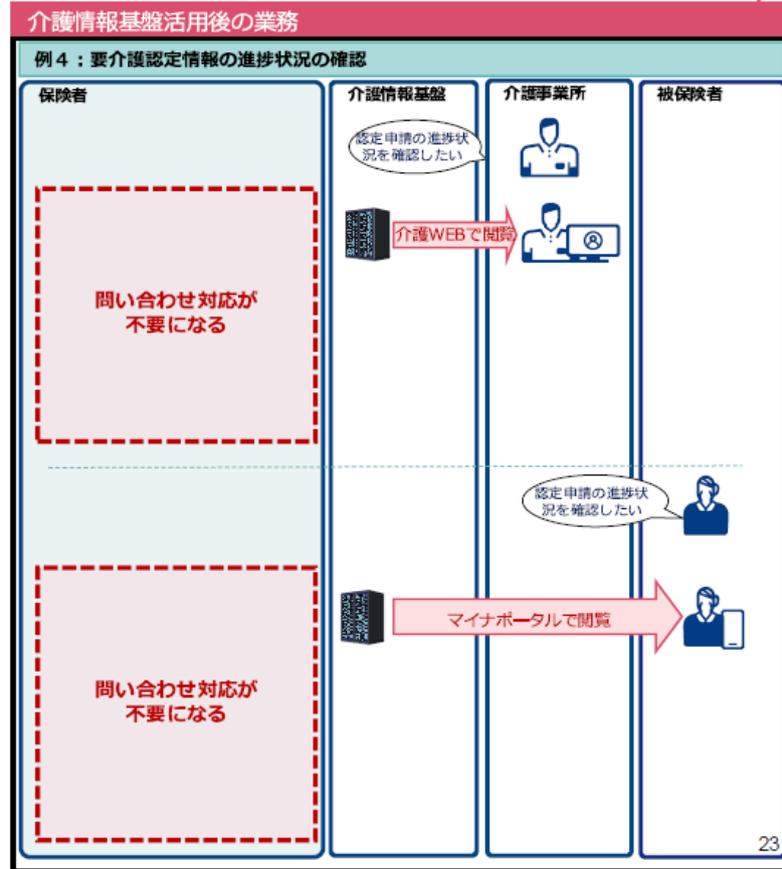
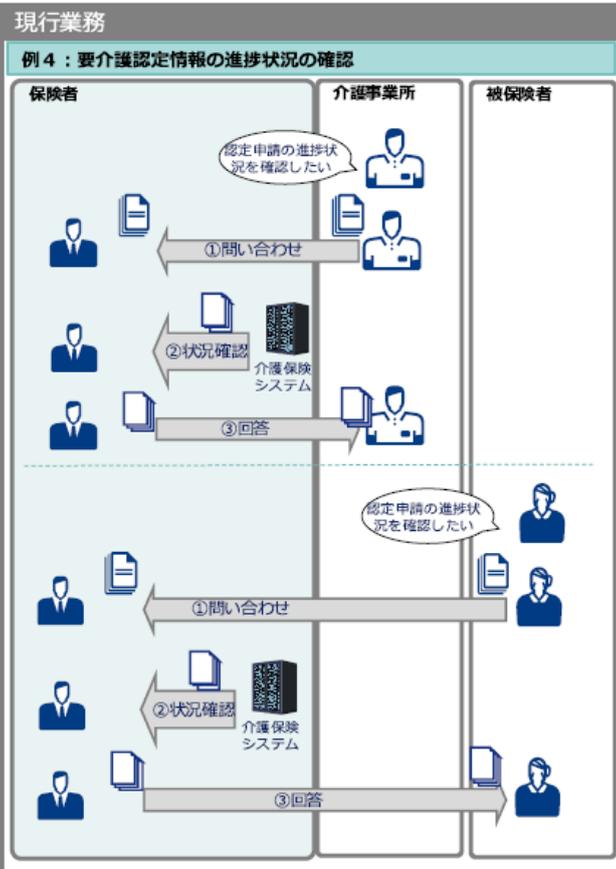
介護情報基盤に格納した情報の参照に伴う自治体業務の変化 例（3/3）

● 介護情報基盤に格納した情報が参照できることによる自治体業務の変化の一例は下図のとおり。

現行業務

介護情報基盤活用後変更となる業務

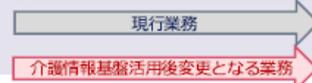
介護情報基盤からの情報取得・閲覧



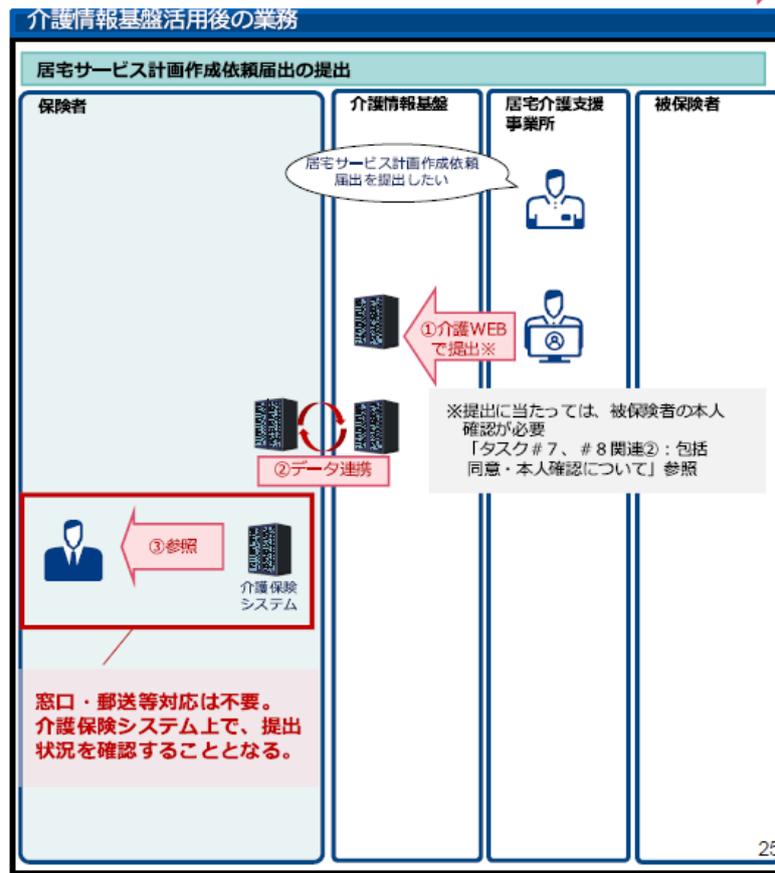
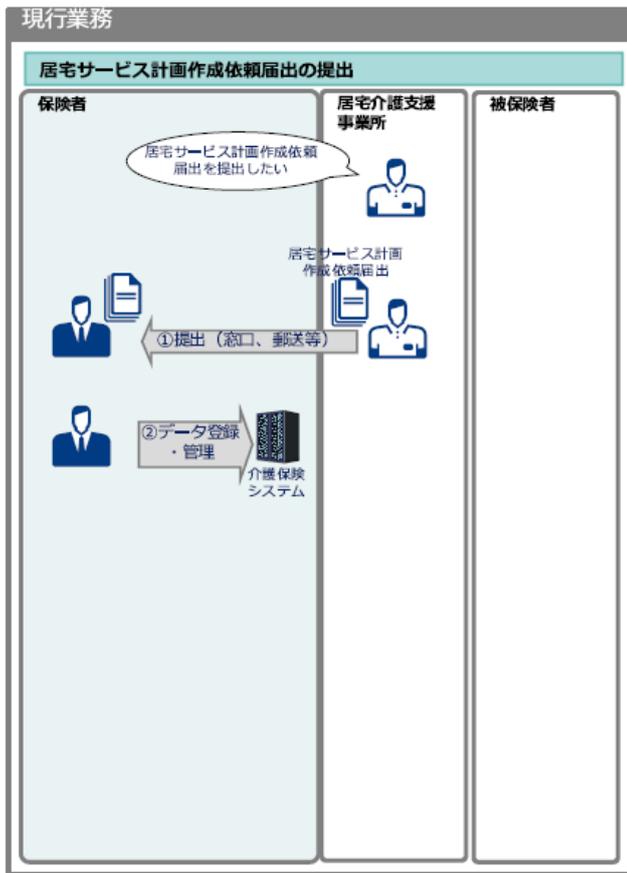
タスク#7、#8 関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

居宅サービス計画作成依頼届出の電子化に係る自治体業務の変化

- 居宅サービス計画作成依頼届出の電子化に係る自治体業務の変化は下図のとおり。
(介護予防サービス計画作成依頼届出の業務の変化も同様。)



3. 介護情報基盤経由での自治体への情報送信



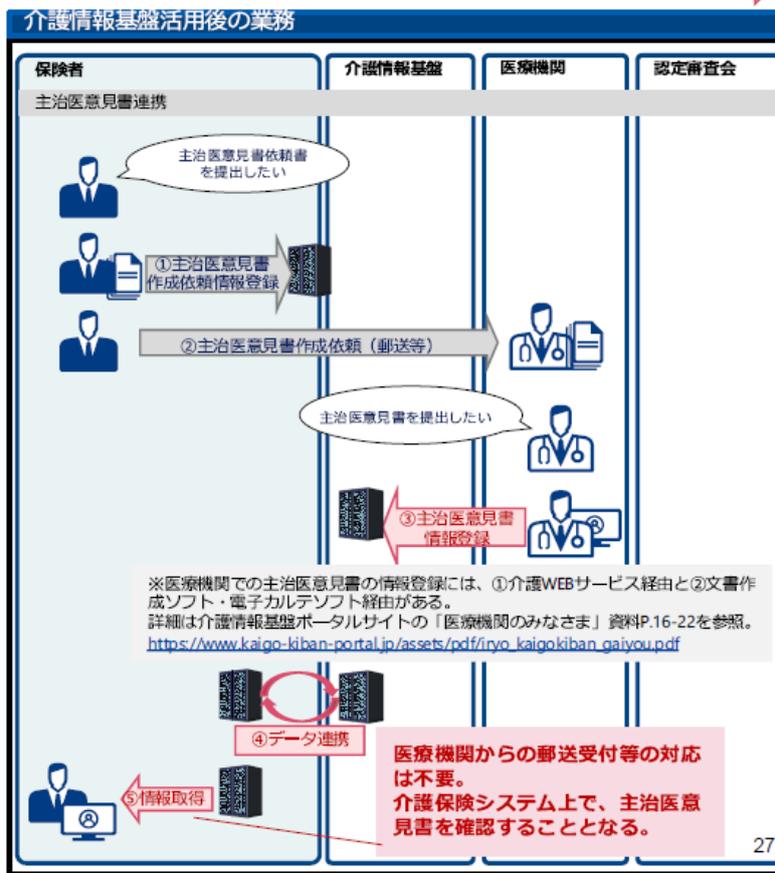
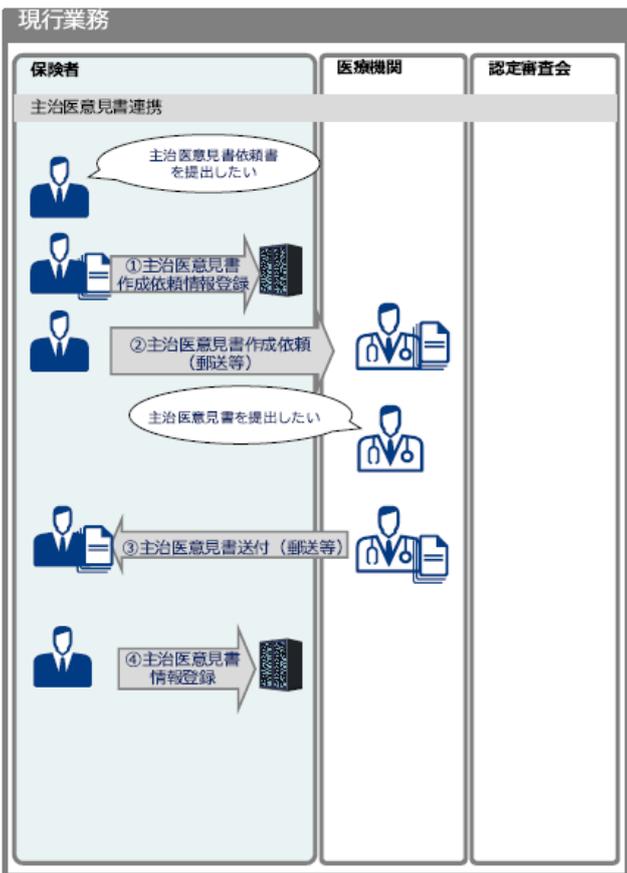
タスク#7、#8 関連①：介護情報基盤活用後の自治体の業務フローの変化

主治医意見書の電送に係る自治体業務の変化

- 主治医意見書の電送に係る自治体業務の変化は下図のとおり。

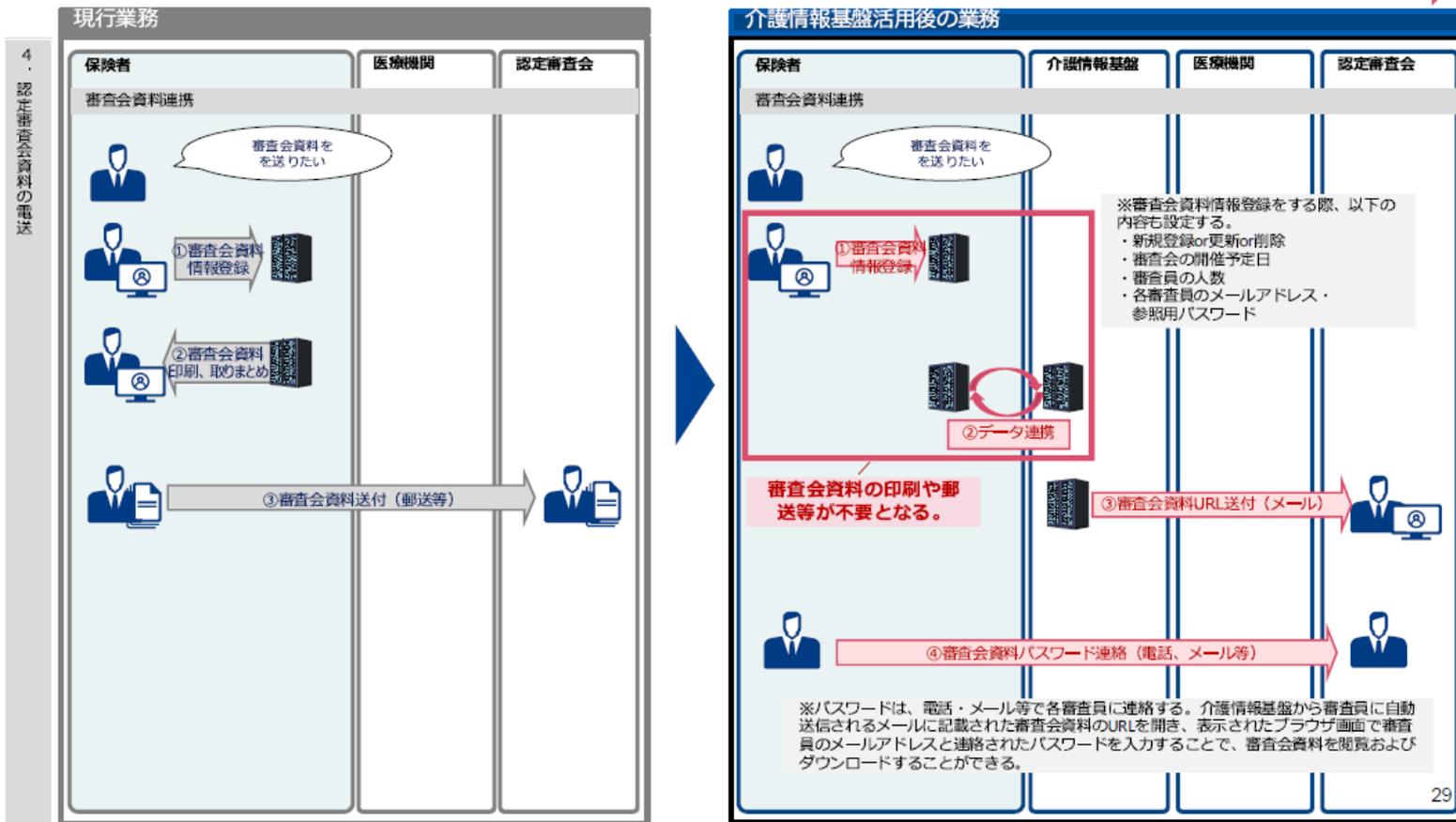


3. 介護情報基盤経由での自治体への情報送信



認定審査会資料の電送 に係る自治体業務の変化

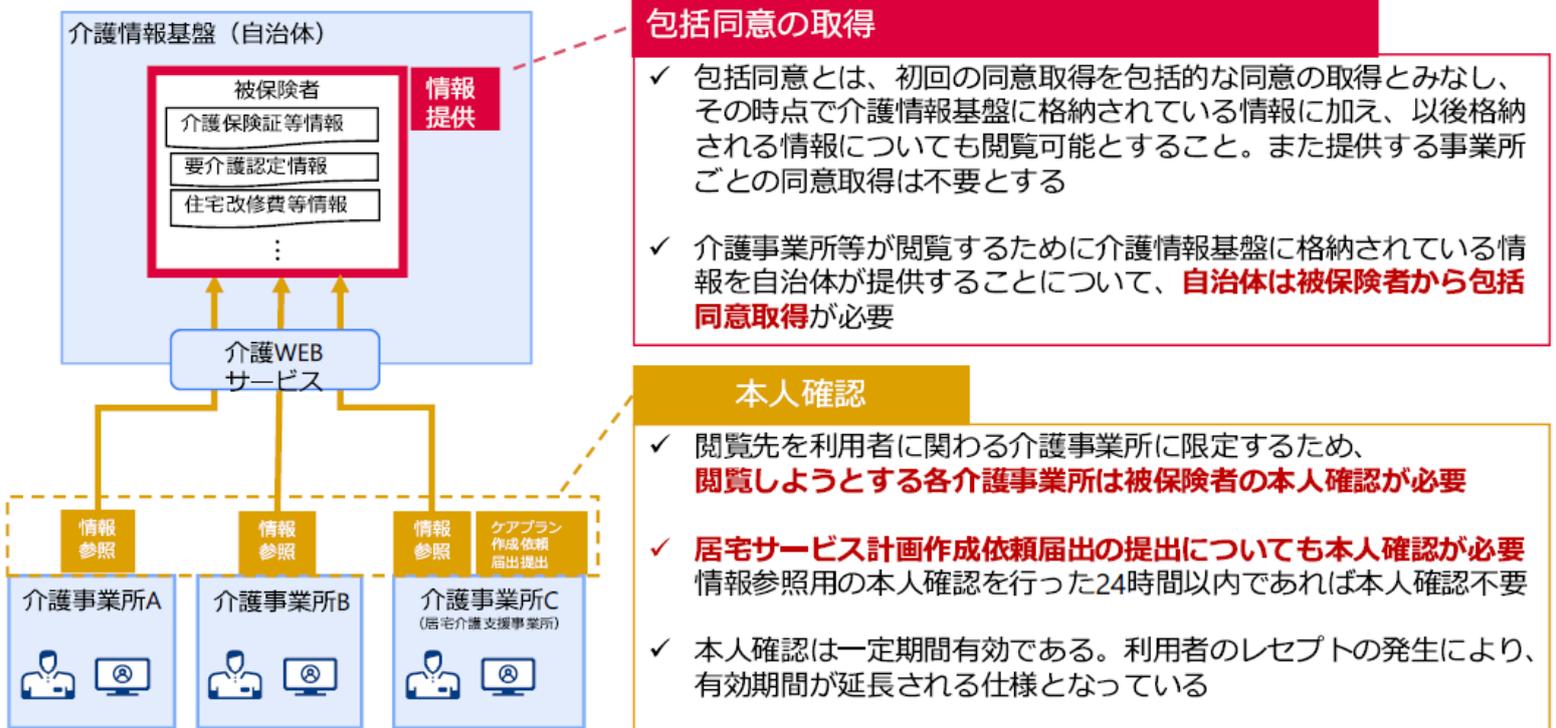
● 認定審査会資料の電送に係る自治体業務の変化は下図のとおり。



タスク#7、#8関連②：情報共有に係る同意取得

情報共有に係る同意取得

- 介護情報基盤に格納されている情報を介護事業所等が介護WEBサービスから参照する際は、①包括同意の取得 ②本人確認 が必要となる。
- また、居宅サービス計画作成依頼届出の提出についても ②本人確認 が必要となる。
- 包括同意の取得方法、本人確認方法を次頁以降で説明する。



包括同意 包括同意取得の方法

- 包括同意は、令和8年4月1日以降（1）新規に要介護・要支援認定申請※を行う被保険者の場合 （2）すでに要介護・要支援認定を受けて介護サービスを利用している被保険者の場合 とで、それぞれ下に示すタイミング・方法で取得可能。

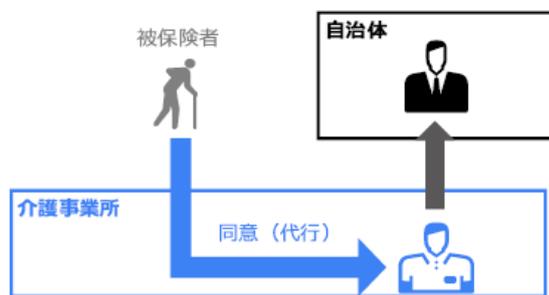
(1) 新規に要介護・要支援認定申請※を行う被保険者の場合

- ✓ 被保険者の要介護認定申請時に、**自治体**が同意を取得
- ✓ 「要介護（更新）認定申請書・認定区分変更申請書」に設ける同意欄で同意取得する（次頁参照）



(2) すでに要介護・要支援認定を受け介護サービス利用中の被保険者の場合

- ✓ 被保険者の要介護認定の次回申請時や個別の申し出時に、**自治体**が同意を取得
- ✓ (1) 同様の同意欄で同意取得する
- ✓ 要介護認定の次回申請時において同意を取得するまでの間は、**自治体に代わり、居宅介護支援事業所や施設・居住系サービス等の介護事業所**が同意を取得することも可能
- ✓ 自治体に代わって介護事業所が同意を取得する際は、介護WEBサービスを用いて取得する（4情報入力またはマイナンバーカードによる24時間以内の本人確認が必要。「**本人確認** 本人確認の方法」の頁参照）



※区分変更申請も含む

包括同意 参考：要介護（要支援）認定申請書の様式変更

- 要介護（要支援）認定申請書について、既存の同意欄を包括同意用に改正した様式を本日通知（※）。
※平成21年9月30日付老発0930第5号厚生労働省老健局長通知「要介護認定等の実施について」を一部改正
- 介護情報基盤には、要介護認定情報等、ケアプラン情報、LIFE情報が格納され、介護事業所等が電子的に閲覧することができるようになる。これらの情報を閲覧することについて、利用者の同意取得が必要となる。
- 包括同意を取得していない被保険者については、介護情報基盤を用いてこれらの情報の提供が行えないことから、申請日が令和8年4月1日以降の申請については、標準化対応の完了時期に関わらず、各自治体において必要な対応を図られたい。

(新)

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、〇〇市（町村）が地域を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業又は介護保険施設の関係者が取得した心身の状況等の情報を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護保険施設、介護予防支援事業所、介護予防サービス事業所若しくは地域密着型介護予防サービス事業所の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

本人氏名

(旧)

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、〇〇市（町村）から地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

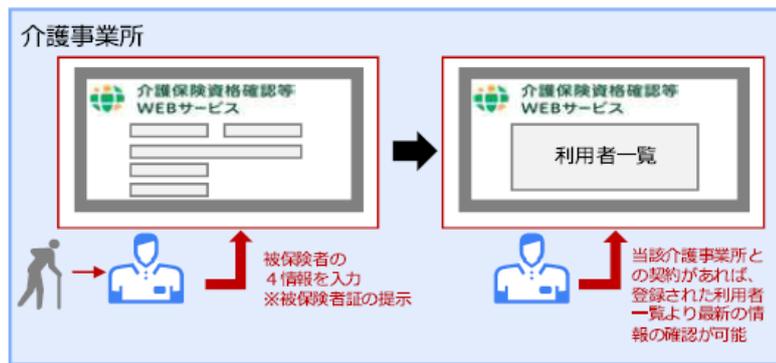
本人氏名

※要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書、要介護認定・要支援認定区分変更申請書の両様式とも、同じ記載

- 介護事業所が介護保険資格確認等WEBサービスを利用して、被保険者情報等を確認する方法は、(1)介護保険被保険者証(4情報入力)、(2)マイナンバーカードを用いた方法がある。

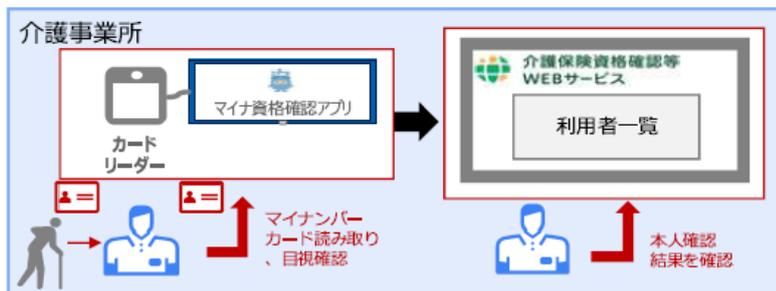
(1) 介護保険被保険者証の情報（4情報）入力

- ①介護保険被保険者証を提示・確認
- ②介護WEBサービス上で以下の**被保険者の4情報を入力し、利用者として登録**
 1. 介護被保険者番号・介護保険者番号
 2. 被保険者のカナ氏名
 3. 生年月日
 4. 性別



(2) マイナンバーカードの読み取り

- ①マイナンバーカードの券面に表示されている顔写真と利用者本人を目視で確認
- ②**マイナ資格確認アプリを通してカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り**
 - ※訪問先等での利用を想定して、令和8年4月からスマートフォン等によるマイナンバーカード読み取りや介護WEBサービスの閲覧を可能とする予定
 - ※事前に医療保険のマイナンバーカード保険証の利用登録をしていることが必要



3-1 介護事業所・医療機関への助成金周知

- 令和7年10月17日（金）より介護情報基盤ポータルで介護事業所・医療機関の助成金申請の受付を開始。
- 介護情報基盤の導入準備で発生した費用は国民健康保険中央会の助成を受けることができる。令和7年度における助成金申請受付は、令和8年3月13日(金)迄を予定している。

介護情報基盤導入準備に係る助成金のご案内



介護事業所・医療機関
(介護サービス提供医療機関)

カードリーダーの
購入経費



介護情報基盤との
接続サポート等経費



医療機関
(主治医意見書作成医療機関)

主治医意見書の
電子的送信機能の
追加経費



- ※ 主治医意見書を作成する介護老人保健施設・介護医療院は介護保険資格確認等WEBサービスで主治医意見書の電送が可能
- ※ 介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要な端末設定等について、技術的支援を受けられる

申請受付期間：令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定

(注) 消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

- ①カードリーダーの購入経費
- ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書 の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

| 1. 対象（介護サービス種別） | 2. カードリーダーの助成限度台数 | 3. 助成限度額（①②を合算した限度額） |
|-----------------|-------------------|----------------------|
| 訪問・通所・短期滞在系 | 3台まで | 助成限度額は6.4万円まで |
| 居住・入所系 | 2台まで | 助成限度額は5.5万円まで |
| その他 | 1台まで | 助成限度額は4.2万円まで |

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

| 1. 対象 | 2. 補助率 | 3. 助成限度額 |
|-----------------|--------|----------------|
| 200床以上の病院 | 1 / 2 | 助成限度額は55万円まで |
| 199床以下の病院または診療所 | 3 / 4 | 助成限度額は39.8万円まで |

申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

3-1 介護事業所・医療機関への助成金周知

- 介護情報基盤導入準備に係る助成金申請は、介護情報基盤ポータルで受付している。介護情報基盤ポータルへのログインが必要となるため、介護情報基盤ポータルのユーザ登録を行う必要がある。
- 介護情報基盤ポータルで、「助成金交付要綱」「助成金申請手続き」「助成金申請（詳細フロー）」を公開している。

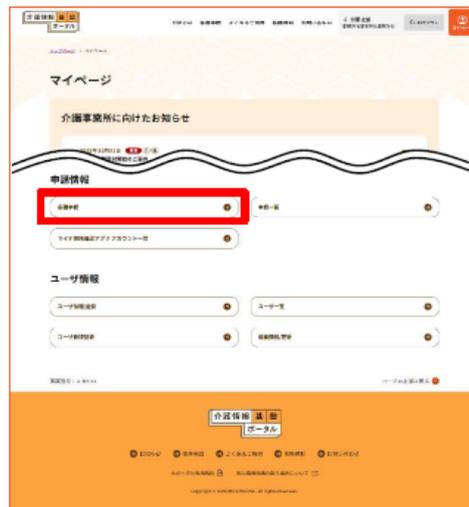
介護情報基盤導入準備に係る助成金の申請方法

介護情報基盤ポータルログイン



介護情報基盤ポータル<トップページ>から「ログイン」を実施。

マイページ



マイページより「各種申請」を押下。

助成金申請



- 助成金申請から該当の申請を押下すること。
- 申請画面に必要な情報の入力、必要書類を添付して、申請を完了させること。